



パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の 宣誓方法を拡充しました

性別などにかかわらず、だれもがそれぞれの個性を活かし、多様な生き方・働き方ができる社会の実現を目指した取り組みを推進する中、令和6年4月から導入している「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」について、新たにオンラインによる対面宣誓の導入や土・日曜日、祝日の宣誓受付を開始しました。

■拡充内容

- ① オンラインによる対面宣誓の導入
（拡充前）市役所への来庁が必要
- ② 土・日曜日、祝日（年末年始を除く）の午前9時～午後5時の宣誓受付を開始
（拡充前）平日の午前9時～午後5時のみ
※宣誓希望日の7日前までに事前予約が必要

■開始日

令和8年（2026年）1月30日

■有識者のコメント

パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、性的マイノリティに限らず、多様な生き方を保障する意義がある。

しかし、未だ差別や偏見が残る現状で、宣誓すること自体に心理的ハードルを感じる当事者も多い。

オンラインによる対面宣誓は、そのハードルを少しでも低くするための取り組みとして評価できる。今回の制度拡充で、宣誓数の増加など、制度が地域社会に根付いていき、多様な生き方への理解が広がることを期待する。

（特定非営利活動法人^{クラウド ライフ あんま ゆき}PROUD LIFE 安間 優希 氏）

問合せ	総務部市民協働課 市民活動推進・多文化共生担当 担当：岩間（いわま） 052-613-7525、0562-38-6136
-----	--